第１０号様式（第６条関係）

岡住第　　　号

　　年　　月　　日

認可事業者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　様

岡山市長　大森　雅夫

終身建物賃貸借の解約の申入れの承認ができない旨の通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった終身建物賃貸借の解約の申入れについては、下記の理由により承認することができませんので通知します。

記

承認できない理由

１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。）提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えをすることができなくなります。